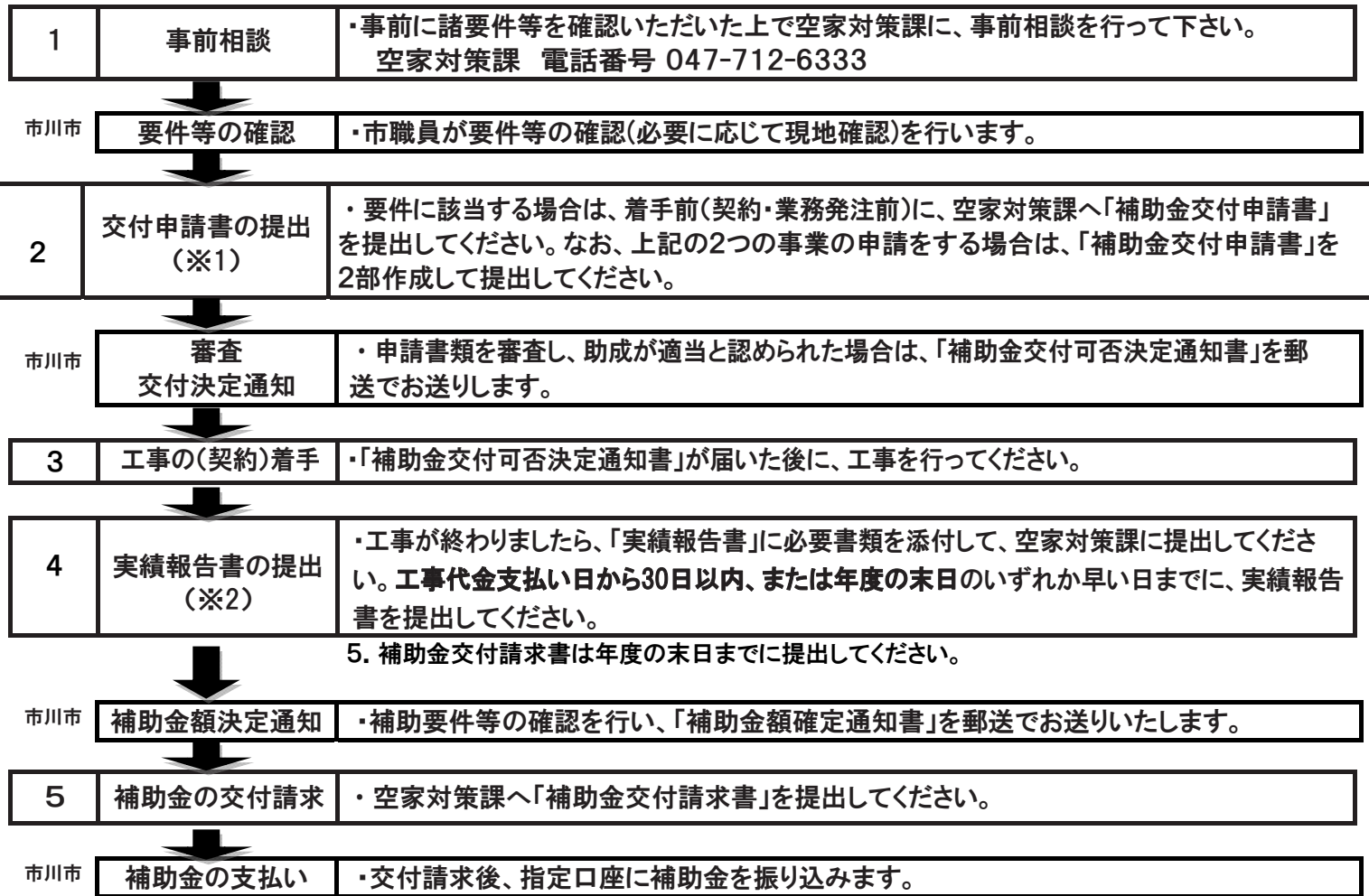


○申請の流れ(空家活用リフォーム推進事業・家財道具処分事業)



申請書・報告書に必要な書類

※1 交付申請書に必要な書類

<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号) (空家の全ての所有者が除却に同意していない場合は別途誓約書(参考様式第1号で可)が必要) <input type="checkbox"/> 空家を改修後10年以上公共施設として運営し、市のホームページ等に掲載することについて同意する書類(様式第1号) <input type="checkbox"/> 参考様式第1号等の、国等の補助金の交付対象でないことを誓約する書類 <input type="checkbox"/> 空家及びその敷地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 空家を借りている場合、空家を借り受ける旨の契約書の写し <input type="checkbox"/> 申請者及び空家所有者全員の納税証明書(市県民税、固定資産税及び都市計画税のうち該当するもの)※公募による確認の同意書(様式第1号又は参考様式第1号等の該当箇所)が提出されている場合は不要 <input type="checkbox"/> 空家を2人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 空家とその敷地の現況がわかる書類 <input type="checkbox"/> 改修工事・家財道具処分に要する費用の見積書又はその写し <input type="checkbox"/> (昭和56年6月1日以降に建築確認を受けたもの)検査済証又は台帳記載事項証明書 <input type="checkbox"/> (昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの又は完了検査を受けていないもの)確認済証又は台帳記載事項証明及び耐震基準適合証明書	<input type="checkbox"/> 空家が1年以上使用されていないことがわかる書類(電気、ガス、水道の閉栓証明等) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 <hr/> <p>※2 実績報告書に必要な書類</p> <input type="checkbox"/> 実績報告書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 工事の内訳がわかる書類 <input type="checkbox"/> 改修工事完了後の写真 <input type="checkbox"/> 改修工事の契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書等工事費の支払いを証する書類(代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
問い合わせ先 市川市 空家対策課 第2庁舎2階 〒272-0023 市川市南八幡2-20-2 電話番号 047-712-6333	

空家活用リフォーム推進事業・家財道具処分事業 要件等詳細

◎補助対象者

空家活用リフォーム推進事業：以下の要件を満たす者

家財道具処分事業：空家活用リフォーム推進事業を実施し、以下の要件を満たす者

◎要件

1. 空家を児童厚生施設（児童館等）又は老人福祉センターその他これらに準ずる施設として市長が認めるもの（以下「公共施設」とする）に改修する工事で、その旨の契約が締結されているものであること
→ 児童厚生施設…児童福祉法第40条に規定するもの
老人福祉センター…老人福祉法第20条の7に規定するもの
2. 現行の耐震基準（以下のいずれかに当てはまるもの）を満たす空家であること。
→ ①昭和56年6月1日以降に建築確認を受けたもので、完了検査を受けたもの
②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの又は昭和56年6月1日以降に建築確認を受け、完了検査を受けていないもののうち、耐震診断により現行の耐震基準を満たすことが確認されたもの
3. 空家とその敷地の所有者（共有の場合はすべての者）が改修することに同意していること
4. 空家とその敷地の所有者が空家を改修後10年以上公共施設として運営し、市のホームページ等に掲載することについて同意していること
5. 空家の所有者（共有している場合はすべての所有者が）が空家を所有している旨の登記をしているものであること
6. 申請者及び空家の所有者が市川市に納付すべき市県民税等を滞納（共有している場合はその所有者全員が）していないこと
7. 申請者及び空家の所有者が空家活用リフォーム推進事業・家財道具処分事業に関する国等の補助金の交付を市川市以外で受けられないもの又は受けていないもの（申請中のものも含み、共有の場合他の所有者が補助金の交付を受けられないものも含む）
8. 補助金申請書は改修工事・家財道具処分の契約及び業務発注する前に提出すること

◎申請に必要な書類

1. 補助金申請書（様式第1号）
2. 空家とその敷地の全ての所有者が同意する空家を公共施設に改修し10年間利用すること及び事業について市のホームページに掲載することについての同意書（様式第1号で可）
3. 空家及びその敷地の登記事項証明書
4. （空家を借りている者のみ）空家を借り受ける旨の契約書の写し
5. 申請者及び全ての所有者の納税証明書（市が公簿等により確認する場合はその旨を補助金申請書（様式第1号）で同意した場合は不要）
→ 市県民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税のうち納税義務があるものすべて。非課税世帯にあってはその旨がわかる課税証明書等を含む
6. 空家を2人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類
7. 空家の改修に関する国等の補助金の交付対象（申請者及び共有者すべてを含む）でないことを誓約する書類（参考様式1）
8. 空家とその敷地の現況を確認できる写真
9. 改修工事・家財道具処分に要する費用の見積書又はその写し
10. （昭和56年6月1日以降に建築基準法の建築確認を受け、同法の完了検査を受けているもの）検査済証又は台帳記載事項証明書の写し
11. （昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの又は完了検査を受けていないもの）確認済証又は台帳記載事項証明書の写し
12. （昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの又は完了検査を受けていないもの）耐震基準適合証明書
13. リフォーム対象空家が1年を超えて使用されていないことを証する書類（電気、ガス又は水道の閉栓証明等）

14. その他市長が必要と認める書類

以下工事完了後提出が必要な書類

1. 実績報告書（様式第7号）
2. 改修工事・家財道具処分の内訳がわかる書類
3. 改修工事・家財道具処分の施工状況のわかる写真（改修工事・家財道具処分完了後の写真）
4. 改修工事・家財道具処分の契約書の写し
5. 領収書等工事費の支払いを証する書類（代理受領制度利用時は補助金の額を差し引いた請求書及び領収書）
6. 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
7. その他市長が必要と認める書類

以下補助金額確定通知書（様式第8号）の交付後に提出する書類

※期限：年度の末日

1. 補助金交付請求書（様式第9号）
→代理受領制度を利用する場合は法人の代表名で記入してください。
2. （工事に要した費用から補助金分を引いた額を支払った場合等）代理受領制度を利用する場合は委任状

◎補助金額

空家活用リフォーム推進事業：改修工事に要した費用の1/2で上限100万円

家財道具処分事業：処分に要した費用の1/2で上限20万円